

物 品 賃 貸 借 契 約 書 (案)

物品の賃貸借について、借受人山口県（以下「甲」という。）と貸付人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に貸し付け、甲は、これを借り受ける。

品 名	規 格	数 量	備 考
ネットワークパソコン	別添仕様書のとおり	3,759台	—

（賃貸借期間）

第2条 物品の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（賃貸借料）

第3条 物品の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）の額は、1箇月につき金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（物品の納入）

第5条 乙は、物品を〇年〇月〇日までに〇〇〇〇に納入しなければならない。

（納入の通知）

第6条 乙は、前条第1項の規定により物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（物品の検査）

第7条 甲は、前条の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に乙の納入した物品の検査を行うものとし、乙は、当該検査に立ち会うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該検査に合格できる物品を納入しなければならない。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の規定による納入について準用する。

（物品の引渡し）

第8条 乙は、納入した物品が前条第1項又は同条第4項において準用する同条第1項の検査に合格したときは、当該検査に合格した物品（以下「本物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から本物品の引渡しを受けたときは、本物品の受領証を乙に交付するものとする。

（所有権等）

第9条 本物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、甲は、乙の承認を得た場合のほかは本物品の改造、模様替え等を行ってはならない。

（賃貸借料の支払）

第10条 乙は、毎月、前月分の賃貸借料の支払請求書を10日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(期日等の変更)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、第5条に規定する期限（以下「期限」という。）又は指定日（以下「期限等」という。）の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、期限等の変更を承諾するものとする。

(物品の納入を遅延した場合の違約金)

第12条 乙は、期限内に物品を納入しなかったときは、期限の翌日から納入をする日までの期間の日数に応じ、賃貸借料の額に年3.0パーセントの割合を乗じて得た金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、乙が指定日までに物品を納入しなかった場合について準用する。

(賃貸借料の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、第12条第2項に規定する期間内に賃貸借料を完納しなかったときは、当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 第8条第1項の規定による引渡し前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(担保責任)

第15条 甲は、この契約締結後、本物品に隠れた瑕疵があることを発見したときは、これを無償で修理し、又は瑕疵のない物品と取り替えることを請求することができる。

2 甲は、この契約締結後、本物品の数量の不足又は本物品に隠れた瑕疵があることを発見したときは、賃貸借料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(不正行為に伴う契約の解除)

第17条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139条）第3項第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 乙が、第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が、第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 乙が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(不正行為に伴う損害の賠償)

第19条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、賃貸借料に賃貸借期間を乗じて得た金額（以下「賃貸借料総額」という。）の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第19条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、賃貸借期間を満了した後においても適用があるものとする。

(物品の返還)

第20条 本物品の賃貸借期間が満了したとき又は甲が第18条第1項又は第2項若しくは第19条の規定による契約の解除をしたときは、甲は、乙に本物品を返還するものとする。

- 2 本物品の返還に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約の締結に要する費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第23条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

借受人 山口県
山口県知事 村 岡 嗣 政 印

貸付人 印

特定個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、特定個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による業務に係る特定個人情報等の取扱い責任者（以下「作業責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、これを甲に別記様式により届け出なければならない。作業責任者及び作業従事者を変更する場合も同様とする。

2 作業責任者は、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく特定個人情報等の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（取得の制限）

第6 乙は、この契約による業務を実施するために取得する特定個人情報等については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報等を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報等の適正な管理のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の特定個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理可能な保管室等で特定個人情報等を保管すること。
- (3) 甲の承認がある場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (4) 特定個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (5) 特定個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保存状況並びに記録された特定個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、特定個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (7) 特定個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た特定個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他特定個人情報等の保護に関し必要な事項について教育及び研修を行うとともに、特定個人情報等の適正な管理の徹底のための必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された特定個人情報等が記録された資料等を複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を実施するための特定個人情報等の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく特定個人情報等の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第11 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第 12 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第 13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された資料等は、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等特定個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第 14 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第 15 甲は、この契約による業務の実施に伴う特定個人情報等の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第 16 乙は、この契約による業務に関し特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、特定個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（契約の解除及び損害の賠償）

第 17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別記様式

特定個人情報等作業責任者及び作業従事者に関する届(新規/変更)

年 月 日

(所 属 長) 様

住所
請負業者名
代表者名

「(業務名)」業務に係る特定個人情報等の作業責任者及び作業従業者について、下記のとおり届け出ます。

記

〈作業責任者〉

所 属	氏 名

＊再委託をする場合は、再委託先の責任者も併せて記載すること。

〈作業従事者〉

所 属	氏 名

＊再委託をする場合は、再委託先の従業者も併せて記載すること。

〈変更理由〉

＊従業者を変更する場合は理由を記してください。